

令和元年度 宮城県

米国食品安全強化法（FSMA）対応セミナー事業 第四弾

PCQI(予防管理適格者)フォローアップ講習会①

PCQI養成講座で学んだ知識の実践をサポートします！

宮城県では、米国への販路開拓に取り組む県内事業者を支援するため、各種事業を実施しております。米国では、2011年に制定された「食品安全強化法（FSMA）」の適用が開始され、厳しい食品安全基準への対応が求められています。こうした状況を鑑みて、宮城県では、県内事業者のFSMA対応を促進するため、各種セミナーやアドバイザー派遣を実施しています。

第四弾として、「PCQI(予防管理適格者)養成講座」の受講者や、既に宮城県内でPCQIの資格をお持ちの方を対象に、ワークショップ形式でフォローアップ講習会を開催いたします。PCQI養成講座で学んだ知識を実践に移した際に出てきた不明点、疑問点の解消に、是非本講習会を活用ください。

開催概要

- 対象者 以下①～②の双方を満たす方
 - ①「PCQI(予防管理適格者)養成講座」を受講された方、または既にPCQIの資格をお持ちの宮城県内事業者
 - ② **10月17日(木)までに**食品安全計画の提出が可能な方
- 日時 令和元年 10月25日(金) 10:00～17:00 [食品安全計画提出期限:10月17日(木)17:00]

令和2年1月～2月に同じ内容でフォローアップ講習会②を実施予定。
ただし、ご参加いただけるのはいずれか1回のみです。
- 会場 中小企業基盤整備機構東北本部セミナールーム
(仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル 6階)
- 主催 宮城県 (委託先:ジェトロ仙台)
- 定員 10名 ※応募者多数の場合はご希望に添えない可能性がございますので予めご了承ください。
- 料金 無料
- プログラム(予定)
参加者から頂いた食品安全計画書等を基に、ワークショップ形式でPCQI講座の内容を復習します。

講師

グローバルビューション代表 村井京太 氏 (PCQIリードインストラクター、ジェトロ 輸出プロモーター)

申込み方法・お問い合わせ先

<申込み方法>

令和元年10月15日(火)までに別紙の申込書をFAXまたはEメールにて下記窓口まで送付ください。

FAX: 022-262-6230

Email: sen@jetro.go.jp

担当: 井上・布施 行

<お問い合わせ先>

日本貿易振興機構(ジェトロ)仙台貿易情報センター

担当: 井上、布施

電話: 022-223-7484

米国食品安全強化法（FSMA）とは？

食品安全強化法(Food Safety Modernization Act)は、米国の食を安全に提供するために2011年に制定された食品の安全に関する法律です。FSMAは、米国内に流通する輸入食品にも適用されるため、米国向けに輸出する日本の食品関連事業者にも対応が迫られています。なお、企業規模や品目によって適用が異なります。

米国食品安全強化法（FSMA）の概要

- 【制定】 2011年1月4日
- 【背景】 米国では年間3000件以上の食品由来の死亡事故が発生しており、その未然防止策として、食品医薬品局(FDA)の権限を多岐にわたり強化するために制定
- 【対象】 米国内に流通する食品の製造・輸入・販売に係る米国内外(日本を含む)の全ての事業者
- 【主な内容】①米国内外の食品関連施設のFDAへの登録義務強化(102条):2016年以後2年毎更新が必要
②FDAによる海外への査察強化(201条・306条):2011年以後、格段に件数増
③有資格者(予防管理適格者(PCQI))による*食品安全計画の作成義務(103条):

*103条の「ヒト向け食品に対する予防コントロール」(Preventive Controls for Human Food: PCHF)は、FSMAの対象となる企業にとって非常に重要な法令です。
PCHFでは、HACCPを発展させた「ハザード分析及びリスクに基づく予防コントロール」(HARPC: Hazard Analysis and Risk-based Preventive Controls)のようなリスクベースの予防コントロールが求められます。

FSMAに関する詳細情報については、以下のジェトロのHPを参照ください。

米国食品安全強化法(FSMA)に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/

今後のセミナー等開催予定

宮城県では、県内事業者のFSMA対応支援に力を入れています！

セミナー名	日時	定員	場所	概要
第四弾 「PCQIフォローアップ 講習会」	①令和元年10月25日 ②令和2年1～2月頃 ※いずれも8時間程度	各10名	①中小企業基盤整備機構東北本部セミナールーム ②未定	PCQI取得者に対して、食品安全計画の作成について、ワークショップ形式で指導。(食品安全計画のドラフトを事前に提出する必要あり。) ※①と②は同内容。
第五弾 「アドバイザー派遣 事業」	①令和元年11月25日 ②令和元年11月26日	2～4社 程度	宮城県内に限る	アドバイザーを企業に派遣し、FSMA対応についての助言を得る。 ※ただし、食品安全計画のドラフトを提出した事業者に限る。

※申込みについては、それぞれのセミナーまたはアドバイザー派遣事業ごと、個別に行う必要があります。

※セミナーの参加及びアドバイザー派遣は無料です。

※第五弾は、中小企業基本法に定義する「中小企業」を対象とします。

※第四弾は、宮城県内に登記上の製造拠点を有する事業者、もしくは主な原料として宮城県産品を使用している商品を製造している事業者のみが対象です。

※第五弾の派遣先は、宮城県内に限るものとします。